

1. 商 品 定 義

軍用航空機及び軍用航空機用原動機の解釈について

輸入注意事項57第4号 (57.3.15)

昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）において、軍用航空機及び軍用航空機用原動機とは、下記のをいいます。

記

- 1 軍用航空機
航空機（ヘリコプターを含み、滑空機及びロータシユートを除く。）であって、軍用として特に設計したものであるもの。
- 2 軍用航空機用原動機
軍用航空機のエンジンであって、軍用として特に設計したものであるもの。